

委員提出資料

目次

- 石田 明義 委員提出資料 . . . P. 1
- 北野 久美 委員提出資料 . . . P. 4
- 寺尾 康子 委員提出資料 . . . P. 11
- 宮田 裕司 委員提出資料 . . . P. 13
- 渡邊 寛子 委員提出資料 . . . P. 15

第14回 こども家庭審議会 子ども子育て支援等分科会

意見書



全日本私立幼稚園連合会

政策委員長 石田明義

I. 議題（1）こどもまんなか実行計画 2026 の策定について

資料1 「こどもまんなか実行計画 2026 の策定について」 P38、40

・「こどもまんなか実行計画 2026」の原案作成に向けた方針（P38）

・第19回基本政策部会（令和8年2月20日）における成育局関係の主なご意見①（P40）

◎「こどもとともに成長する企業」等をはじめとした民間企業との連携、官民連携の取組の推進

◎いまを生きるこどもの安心・安全の確保、こどもの権利擁護 (P38)

「こどものウェルビーイング・少子化の観点から、労働時間に対する定量的研究をしてほしい。
親の労働時間が長いと結婚したいと思わない、労働時間は結婚難、少子化を招く～」(P40)

…実行計画原案作成に当たっては、こどものウェルビーイングの実現を第一としていると明記されており(P38)、こどもがまんなか社会の根幹をなすものと高く評価致します。しかしながら、現在の保育標準時間が11時間に設定されている状況は世界的にみても稀有なもので、こどもの権利に違背しているのではないかと思います。結果、長時間にわたる保育の受け皿を供給することで過剰な長時間労働を生み出し、親子のウェルビーイングは希薄なものになってきています。上記御意見にあるように、長時間労働は少子化の要因にもつながっています。

「共育て」の観点から、企業にもご理解ご協力を得ながら官民一体となった親子のウェルビーイングが実現できるような策定案を願います。

II. 議題（2）公定価格の地域区分について

資料2 公定価格の地域区分について

・20%の東京都を上位に8区分に設定されていますが、人口減少時代の中で大都市圏と地方の格差・二極化をよりいっそう大きくする温床となっています。特に地方から大都市への若年層の流出が著しく、雇用や経済面において深刻で、教員不足や保育士不足など社会のインフラを維持するエッセンシャルワーカーの危機的状況を招いています（教員不足で義務教育の成立すら困難になってきています）。もはや単なる経済的損失だけではない問題となっています。

・この度の地域区分の見直しで低下する地域がないよう要望いたしますが、偏在性の観点から加重平均の16/100で全国一律にさせていただくなどの抜本的な見直しを求めます。

Ⅲ. 参考資料 5 保育DXについて

資料 1 こどもまんなか実行計画 2026 の策定について (P 3 4)

- ・「こどもまんなか」の基礎となる環境づくりのさらなる推進 (P34) VI こども政策 DX の推進 中段 (保育DX) 「～自治体及び保育施設等の負担の軽減を図る」「保護者及び保育施設等の負担の軽減を図る」と記されており、年々増加する園で独自に処理をしている事務量の負担を軽減していただけるということに期待をしております。
- ・一方で「経営の見える化ここ de サーチ」や「日本版DBSシステム」の事務処理が新たに創設され、そして「処遇改善加算の一本化」改編によりさらに事務量が複雑化・増大化する見込みです。
- ・例えば同じような報告書類等は一本化し、DXにより簡素化できるものは省略するなどの方策を要望いたします。

Ⅳ. (5) 財産処分の要件の見直しについて

資料 5 財産処分の要件の見直しについて

- ・人口減少地域における保育機能の確保・強化として統廃合や多機能化の取組推進の一環として、社会福祉法人立施設の財産処分の要件の見直しが緩和 (国庫納付金不要の特例) されることは望ましいことと思います。
- ・形態は異なりますが、新制度の認定こども園等を運営する学校法人の廃園・閉園・解散については規制が強く、今後は課題が多くなることが予想されます。令和 6 年度に廃園・閉園した学校法人は 7 8 園ありましたが、園舎の建て替えや耐震等のために補助金を受けた施設の財産処分が厳しく (返戻金が多く)、事実上の簿外債務となるケースが散見されました。
- ・今後、廃園や解散するケースが多く見込まれますが、例えば処分制限期間を大幅に短縮したり、転用を広く認める等の財産処分の大幅な緩和を強く要望いたします。
- ・特に園舎の解体費用等の補助制度や、円滑に廃園・学校法人を解散できる枠組みを整備していただくことを要望いたします。

Ⅴ. 議題 (4) 保育現場におけるハラスメント防止対策の推進について

及び参考資料 9 こども性暴力防止法施行ガイドライン

- ・改正労働施策総合推進法により、事業者側でカスタマーハラスメント防止のための必要な措置を講じなければならないとしています。これは、こども性暴力防止法関連システム (日本版DBS) とも共通するものでもあります。職場における職員やこどもの権利を守るためにも様々な案件から「防犯カメラ・監視カメラ (見守りカメラ)」設置の有効性が認められてきています。

- ・特にこども性暴力防止法関連システム（日本版D B S）においては、法定事業者のみならず認定事業者も同一施設内で関連することも予想されることから、カメラの設置が必要になってくるものと思います。幼保施設内でのカメラ設置については議論もあろうかと思いますが、園バス確認ブザーのような安全対策面として有効であると認識します。
- ・以上の必要性から「防犯カメラ・監視カメラ（見守りカメラ）」設置に際しての費用負担をお願いいたたく要望いたします。

VI. 議題（6）規制改革実施計画を踏まえた対応

（保育所における付加的保育・付加的サービス）について

- ・保育所の存在意義は児童福祉法に基づき、市町村の保育業務の「委託」として児童福祉のセーフティネットの存在意義であると認識しています。規制改革の一環として保育所でも英語を教える等というのは、**本来の児童福祉の趣旨から逸脱したもの**であるように思います。
- ・現在、認定こども園も様々な形態が運用されておりますので、付加的要素を加えるのであれば認定こども園に移行を促進すべきではないでしょうか。
特色教育を展開するには「直接契約」（保護者の同意不可欠）が原則の認定こども園でなければ
- ・難しいかと思われます。市町村の委託である保育所は、特色ある教育メニューを展開するには制限があり、国が求めている保育の質向上との整合性が担保されるのか危惧いたします。

以 上



令和8年3月18日

第14回 こども家庭審議会 子ども・子育て支援等分科会 意見書

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育協議会

※ 本意見書においては、「保育所・認定こども園等」を「保育所等」と表記します

1. 公立保育所等における3歳未満児への給食の外部搬入について(資料3)

- 公立保育所等における3歳未満児への給食外部搬入の全国展開を容認することには断固反対します。
- 食は、子どもの生命の維持・発育に欠かせないものであるとともに、その後の成長の基礎をつくるものです。特に3歳未満児の食は、1人ひとりの育ちや発達にあわせた内容や提供タイミング等が欠かせません。およそ5か月～1歳6か月までの離乳期は、「初期」「中期」「後期」「完了期」に分かれ、個別の対応が必要であることはもちろん、この時期は同じ月齢だとしても個人差が大きいことから、保育所等では、成長・発達状況、摂食行動、口腔機能等を踏まえ、保護者との相談をもとに、保育者・調理員・栄養士等が連携して、食事時間、調理方法、量など、日々の状況に応じて食事を提供しています。
- 近年、食物アレルギーがある子どもや障害のある子ども、外国にルーツがあり宗教食が必要な子どもは増加しており、それは3歳未満児でも同様です。自園調理を行う保育所等では、保育者・調理員・栄養士などの保育に携わるすべての職員が子どもと直接関わるなかで、毎日の子どもの体調と生活状況に応じた献立の作成や個別の食事対応が可能です。途中入園児への対応や、アレルギー指示書の変更があった場合の迅速な対応も可能です。外部搬入ではそうした対応が難しく、食物アレルギーがある子どもや障害のある子どもたちを命の危険にさらすことにつながります。
- また、保護者が抱える子育ての大きな悩みの1つは食に関することです。自園調理を行い、保育者・調理員・栄養士等が連携をとっているからこそ、保護者の離乳食やアレルギー対応食等の悩みに対応することができています。
- 保育所保育指針や幼保連携型認定こども園教育・保育要領では、「食育の推進」が位置づけられており、「生活と遊びの中で、意欲をもって食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、食事を楽しみ合う子どもに成長していくこと」「自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や食の循環・環境への意識、調理する人への感謝の気持ちが育つように、園児と調理員等とのかかわりや、調理室など食に関する環境

に配慮すること」と記載され、保育所等では保育の一環として食育を行っています。自園調理の場合は、地域の八百屋・魚屋などからの直接仕入れるだけでなく、農家や漁業関係者とのつながりの中で地産地消が行われており、顔の見える関係が築かれています。そして、それは災害時にも大きな力となるものです。外部搬入により、こうした地域とのつながりがなくなります。

- これまでの災害において、公立保育所等が地域の避難所となった事例があります。普段子どもたちが過ごす保育所等だからこそ、災害時に乳幼児や子育て家庭、妊婦などが安心して避難することができます。交通状況が悪化するなどの災害時、外部搬入であれば、子どもたちや避難して来た人に食事の提供はできませんし、緊急で届けられる食事は離乳期の子どもは食べることができません。自園調理であれば、調理が可能な環境が整っており、食材の備蓄もあることから、離乳期の子どもたちにも食事提供できるだけなく、災害時に地域を支える重要な役割を果たすこともできます。

2. 公定価格について(資料 2)

- 公定価格における地域区分（人件費部分）については、隣接するにもかかわらず格差が生じている地域があり、保育人材の確保・定着に大きな影響を及ぼしています。令和 9 年 4 月の施行に向けて、隣接地域等の状況も踏まえた補正ルールを設けることとされていますが、対象地域の意見も聞きながら検討を行ってください。
- また、保育所等における「冷暖房費加算」については、国家公務員の寒冷地手当の級地に準拠することから、令和 6 年人事院勧告における寒冷地手当の見直しにより、令和 7 年度から、四級地から級地外となる市町村が生じ、激変緩和措置が設けられました。激変緩和措置は令和 8 年度も継続される予定ですが、今後も、対象地域の意見も聞きながら引き続き慎重な検討を行ってください。

3. 保育に携わるすべての職員の配置や処遇改善について(資料 1, 4, 参考資料 2, 6)

(1) 保育に携わるすべての職員の配置基準について

- 職員の配置は、子どもの一人ひとりの教育・保育に必要な人員であり、保育の質の向上に必要不可欠なものです。
- 近年、子どもの発達においては個人の差が大きく、個別に対応する必要性が増えています。また、配慮が必要な子ども、気になる子どもも増えています。子どもたちにきちんと向き合うため、各施設の努力により基準以上の職員を配置してきた現状があります。
- 令和 7 年度から 1 歳児の配置基準が改善されましたが、加算であるうえに、要件が課

され、例えば要件（2）であれば、ICTによる登降園管理とさらに1機能を活用していなければ加算を取得できないことになっています。子どもにきちんと向き合うための配置基準の改善であるにもかかわらず、配置に直接的な関係のない要件を課すのは整合性が取れていません。根本的に1歳児の配置基準を改善するようお願いします。

- 4・5歳児の配置基準についても、改善された配置基準（3歳児15:1、4・5歳児25:1）にとどまらず、OECD加盟諸国における就学前施設の配置基準をめざすことを要望します。
- また、4・5歳児の配置基準の改善では、「チーム保育推進加算（略）を取得している施設は、25対1以上の配置が実現可能となっているため、引き続き、当該加算のみを適用」とされています。しかし、チーム保育推進加算は、チームリーダーの位置づけ等、チーム保育体制を整備し、職員の平均経験年数（12年以上）やキャリアを積んだ保育士が若手保育士とともに保育する体制を整備することで得られる加算であり、配置基準の改善とは根本的に主旨が異なるものです。今後、配置基準の改善に加えてチーム保育の体制を整備している場合などには、別途チーム保育推進加算が獲得できるよう整理していただくことを要望します。
- 同様に、認定こども園におけるチーム保育加配加算を取得している施設にも上記の措置がとれるよう要望します。
- もちろん、応答的な関わりが求められる2歳児の保育士の配置基準の改善も必要です。さらに、「アタッチメント（愛着）」を基盤とする視点、および多発する災害から子どもたちを守る視点から、0歳児の配置基準についても検討することが必要です。
- 令和8年度から定員21～40人の保育所等の調理体制の充実が図られますが、配慮が必要な子どもやアレルギー対応が必要な子どもが増えていることも踏まえ、看護師や栄養士、調理員、事務員等の保育士以外の職員の配置の取り扱いが適当なのか、引き続きしっかり精査してください。

（2）保育士が長きにわたってキャリアを積み上げ、専門性を高めるために

- 保育士の平均勤務年数が年々伸びているなか、現在の処遇改善等加算「区分1（基礎分）」「区分2（賃金改善分）」は11年で加算率が頭打ちとなります。経験が豊富で専門性の高い職員は、現場に必要不可欠な存在です。
- 保育士のさらなる定着をめざして、加算のあり方を見直すとともに、福祉職俸給表における格付の見直しも含めた公定価格の基本単価の引き上げ等、さらなる処遇改善を進めてください。

(3) 主任保育士の役割について

- 令和 8 年度から全国で実施される（給付化される）「こども誰でも通園制度」は 1 か月の利用時間が 10 時間と時間的な制約があります。そのなかで取り組みを進めるにあたっては、経験や専門性のある主任保育士が果たす役割が重要であり、期待されることは明白です。
- 主幹保育教諭の配置が公定価格上の配置基準に含まれている一方で、主任保育士の配置については、引き続き、要件を満たした場合に加算により措置されるという、果たしている役割の重要性に比べて非常に不安定な状況です。
- 主任保育士がその専門性を十分に発揮し、保育の質をさらに向上させるため、加算ではなく、公定価格上の配置基準に含み、専任必置化としてください。

(4) 施設長の資質向上のために

- 保育者がやりがいを持って働き続けられるような風通しのよい職場をつくり、園をマネジメントする役割を担うのは施設長です。
- 資料 4 にもありますが、近年、理不尽な要求を園に求める、いわゆるカスハラ等への対応も必要であり、施設長として、現場で働く職員を守り、その責任を果たすために必置化するとともに、必修研修や資格等の要件などを的確に定めることが必要です。

4. 「こどもまんなか社会」を実現するための日本の働き方改革(資料 1、参考資料 6)

- 安心して子どもを産み育てる環境を整えるとともに、家族で過ごす時間を大事にしながら子育てができる社会とし、保護者の働き方も「こどもまんなか」にすることが、少子化反転につながると考えます。
- そのためには仕事と育児を両立しやすい職場づくり等の日本の長時間労働を是正する施策や男性の育休取得率の向上をすすめることが必要です。
- その一方、保育所等においては 11 時間開所や土曜開所が求められています。保護者の就労の関係で、開所時間のすべてを園で過ごす子どもたちもいます。それは、国がめざす「こどもまんなか」の社会なのでしょうか。
- 働き方改革は早急に行うべき課題です。日本の長時間労働を是正する施策を進めるとともに、子どもたちの育ちとその家庭を支える側である保育士の働き方を改善するために、例えば、6 時間の短時間勤務が義務化されている 3 歳未満児の保育標準時間を 8 時間にする等の対応をご検討いただくとともに、現在の 11 時間、週 6 日開所が求められる保育所等の開所時間等のあり方等についても検討してください。このことは保育士の人材確保・定着に直結する問題でもあると考えます。

5. 保育所保育指針等の改訂にむけて

- 今回の資料には掲載されていませんが、文部科学省との合同会議もあわせ、保育所保育指針等の改訂に向けた議論が行われています。前回の改訂から約 10 年が経ち、保育を取り巻く状況は大きく変化しています。検討にあたっては、時間の限られる会議の場だけではなく、私たち保育の現場に携わる者の意見を十分に聴き、議論する場を作ってください。
- また、わが国の子どもがいずれの施設に通っていても質の高い保育が等しく保障され、すべての子ども・子育て家庭を同じ理念のもとに支えるためにも、現在の三要領・指針の一本化に向けて検討を進めていただくことを要望します。

6. こども誰でも通園制度について(参考資料 4)

- 令和 8 年度予算において、基本分単価の増額と加算の新設等がされました。1 か月 10 時間の利用時間内だけでなく、子どもの育ちを支えるため、また、子育て家庭（保護者）を支えるための利用前・利用後の相談は、保育士・保育教諭の専門性が発揮される部分です。それらの実態と、今回の加算の要件がかみ合っているのかしっかりと精査いただくようお願いします。
- 普段は他の自治体でこの制度を利用している子どもが、自治体を超えて広域利用をする場合、広域利用先の園は初回対応加算を受けることができません。しかし、普段利用している園とその子どもについて情報共有等の連絡をとる必要があり、そのためには時間が必要となります。「こども誰でも通園制度」は子どもを預かるだけではなく、子どもの育ちを支えるためのものであり、そこには保育士・保育教諭等の専門性が期待されているはずですが、保育士・保育教諭等は限られた時間のなかで専門性を発揮するものであり、子どもの育ちを真に支えるためにも、しっかりと対応できるよう費用の精査をしてください。
- また、自治体によっては、一般型での運営しか認めないというところもあります。定員確保等の事情もあると思いますが、園運営を考慮して、余裕活用型での実施を希望する施設もあるため、余裕活用型も選択肢として持つよう自治体に周知を図ってください。
- 令和 8 年度からの事業開始にむけて、市町村の準備についてはチェック表やフローチャートが作成されました。より多くの施設が本事業に取り組むことができるよう、施設向けのものも同様に作成してください。

7. 保育現場での DX の推進について(資料 1、参考資料 5)

- ICT の推進にあたっては、初期投資のみでなく、ICT 推進加算（仮称）により、システム等の維持更新費の対応がされたことに感謝申し上げます。
- しかし、ICT 推進加算（仮称）を取得するためには 4 機能を実装していることが要件となっています。キャッシュレス決済は導入していないところも多く、要件の再検討をお願いします。
- また、保育現場での DX の推進にあたっては、現実としてまだまだ ICT 化されていない自治体や施設があるとの声があります。
- 保育現場の DX を実現するにあたっては、実際に使用する自治体・施設において ICT 環境の整備が拡充されることがまず必要です。すでに自治体等で構築されているシステムがある場合には連結できるような工夫をしていただき、全国的に拡充が進むよう、自治体にさらなる働きかけをしてください。
- また、一律の運用を進めるにあたっては、各施設で必要な環境整備等、具体的にお示しいただくことで取り組みやすくなると思います。施設での管理・運用が特殊、複雑化したものにならないようにしてください。

8. 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成について

- 今回の資料に掲載はされていませんが、保育人材確保難が深刻化しているなか、子どもの健やかな育ちを保障するため、令和 8 年度までに検討し結論を得るとされている社会福祉施設職員等退職手当共済制度については、その公費助成の堅持・継続を強く要望します。

9. 保育士修学資金貸付の返還免除期間について

- 今回の資料に掲載はされていませんが、保育士養成施設に通う学生に対する修学資金貸付の返還免除について、令和 8 年度概算要求で、8 年度募集より、実務従事期間を 5 年間から 8 年間に延長するとされました。その後、令和 8 年度予算案において、実務従事期間は 5 年間に据え置かれることとなりましたが、卒業後の実務従事期間が長くなると、保育士をめざす学生が減少することが懸念されます。
- 保育士をめざして養成校で学ぶ学生が、保育士となり長く保育業界に定着してもらうためにも、さらに実務従事期間を短縮するなど、今後も借受人の事情に応じた返還免除要件の見直しをしてください。

10. 保育所における付加的保育・付加的サービスについて(資料6)

- まず前提として、「付加的保育」「付加的サービス」の実施により、保育所保育指針や幼保連携型認定こども園教育・保育要領に示されている基本原則が逸脱したり、通常の保育の質が低下したりすることは、すべての子どもの権利と育ちを保障するためにもあってはならないことです。
- その上で、保育所が「付加的保育」を実施したとしても、配置基準を満たした保育体制が確保され、子どもの安全・安心を最優先とした適切な保育がされていることの確認を自治体が責任をもって確認することを要望します。
- 「付加的保育」はすべての子どもに等しく参加の機会が保障されることとなっていますが、上乗せ徴収を行うことから、保護者に選択の余地があります。「付加的保育」「付加的サービス」ともに様々な事情により参加しない子どもが疎外感や劣等感を抱くことのないよう最大限の配慮がされるとともに、全体的な計画に基づく充実した保育が等しく保障される運用となるよう要望します。
- また、「付加的サービス」は保育所と保護者の直接契約であるものの、保育所が実施する以上、安全管理を徹底することが望まれます。付加的サービスにより、保育士等の現場職員に過度な業務負担がかかり、本来の保育業務が圧迫されないよう、現場で適切に運用がされるよう要件等の周知を徹底してください。

第14回 こども家庭審議会 子ども子育て支援等分科会

意見書



全日本私立幼稚園 PTA 連合会

寺尾 康子

<資料についての意見>

○議題資料1 38ページ

「成育局におけるこども政策の検討の切り口（案）」にて

現在示されている子育て支援施策では、「共働き・共育での推進」や「働き方と育児の両立支援」が重要な視点として位置付けられており、社会の実情に即した方向性であると感じています。

一方で、子育ての在り方や家庭の価値観は多様化しており、家庭で子どもを育てる選択をしている世帯も一定数存在しています。しかし施策の記載を見ると、主として共働き家庭への支援が中心となっており、在宅で育児を行う家庭への支援の視点が十分に示されていないように感じます。

子どものウェルビーイングやインクルージョンの観点からも、保護者の就労の有無によって支援の視点が限定されることのないよう、家庭で子育てを担う世帯への支援についても政策の中に位置付けていただくことが重要ではないかと考えます。

新規施策の検討や既存施策のブラッシュアップの際には、「家庭で子どもを育てる選択をする家庭への支援の視点について」も、ぜひ追記をご検討いただければと思います。

<在宅育児支援の拡充および育児休業制度の柔軟化に関する再度のお願い>

上記の意見に続きますが、現行の子育て支援制度は保育施設の利用を前提とした支援が中心となっており、家庭で乳幼児を育てている世帯への直接的な支援は相対的に少ないと感じております。子どもの養育には様々な形があり、保育施設を利用する家庭だけでなく、家庭で育児を行う家庭こそが社会にとって重要な役割を担っていると考えます。

私はこれまで、在宅で乳幼児を養育する家庭への支援拡充について意見を提出してまいりました。実際に一部の自治体では、3歳未満の子どもを家庭で育てている世帯に対し、在宅育児手当として月額2万円程度の給付を行う制度が設けられている例もあげましたが、この取り組みは、家庭での育児を支える制度として一定の意義があると感じています。

しかし上記の給付以外でも自治体によって制度の有無や内容に差があり、全国的に見ると支援の格差が生じている状況です。少子化対策の観点からも、家庭で乳幼児を養育する期間に対する一定の経済的支援を、国の制度として検討することは有意義ではないかと考えます。

また、育児休業制度についても以前ご提案させていただきましたが、現在は原則1歳までを基本とし、保育所の入所状況などにより延長可能な仕組みとなっていますが、実際には保育所の確保を理由に、子どもがまだ小さい段階で入園を選ばざるを得ない家庭も少なくありません。企業によっては2歳まで延長可能な制度もありますが、より柔軟に3歳程度まで育児休業を取得できる環境を整えば、家庭の状況に応じた子育ての選択がしやすくなると考えます。

保育サービスの充実は重要である一方、家庭で子どもを育てる期間を社会全体で支える制度も同様に重要であると考えます。保育施設を利用する家庭と家庭中心で育児を行う家庭の双方が尊重される制度設計が進むことが、安心して子どもを産み育てられる社会の実現につながるのではないのでしょうか。

今後の子育て政策の検討において、「在宅育児支援の拡充」および「育児休業制度の柔軟化」についてご検討いただけますようお願い申し上げます。

以 上

意見書

1. 職員配置基準の改善について

令和7年度より、1歳児の職員配置の改善を進めるため、公定価格上の加算措置として、新たに「1歳児配置改善加算」を措置いただいたが、加算をとるには、1歳児の職員配置を5:1以上に改善した上、3つの要件が必要となっている。5:1の配置がされていることのみをもって加算する必要があると考えるので、3要件は撤廃を検討していただきたい。

また、「こども未来戦略」を踏まえ、3歳児の配置基準が15:1、4・5歳児の配置基準が25:1に改善されたものの、3歳児配置改善及びチーム保育加配を含めれば、既に多くの施設で15:1及び25:1は実現されていることに加え、チーム保育加配加算を取得している事業所は公定価格上の金額に変更がなく、事実上改善がなされたとは言い難い。

「こどもが権利の主体」であるという、こども基本法の趣旨及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領が掲げる「子どもの最善の利益を守り、園児一人一人にとって心身ともに健やかに育つためにふさわしい生活の場であること」を実現するためには25:1は十分ではない。令和7年度以降の早期に1歳児の配置を5:1に配置基準上から改善いただくとともに、4・5歳児の配置基準をユニセフのイノチェンティ研究所レポートカード8（2008年12月発行）に記載されている、配置基準のベンチマーク（評価基準）が15:1であることを踏まえ、これに相当する配置を配置基準上で定めて頂きたい。

2. 職員の処遇改善について

今年度の補正予算によって処遇改善は、人勧連動により改善されたが、物価高騰に対応するための、他産業の賃上げにより、全産業平均との差が生じているところである。他産業との働き手の奪い合いが続いている中で、現在の保育士等の処遇であれば、保育業界の人材確保は絶望的な状態である。

保育者はこどもの健やかな成長と命を守り、その保護者の就労と日常を守ることで社会的に大きな役割を果たしている専門性の高いエッセンシャルワーカーである。骨太2025でも記載されている「保育・福祉等の人材確保に向けて」「公定価格の引上げを始めとする処遇改善を進める。」べく、更なる財政措置による処遇改善を早急に実施して頂きたい。

また併せて、認定こども園は経過措置があるものの、幼稚園免許と保育士資格を併せ持つ保育教諭である。現在の公定価格の基本分単価内の人件費算定根拠となっている福祉職俸給表から、教育職俸給に切り替え、基本分単価上からも抜本的に向上していただき、保育者の地位も併せて向上していただきたい。

3. 財産処分の要件の見直しについて

「人口減少地域における保育機能の確保・強化」として、地域における統廃合や規模の縮小、多機能化等の計画的な取組を促進される一環として、社会福祉法人に対し、「高齢者分野」等への全部転用、無償譲渡、無償貸付、10年未満の全部転用、10年以上の取壊し、地域福祉の増進に資する施設等への全部転用、無償譲渡・無償貸付時の国庫納付不要等、財産処分の要件の見直しが検討されていることに賛同する。

併せて、学校法人も同様に今後の在り方を早急にご検討いただき、財産処分の要件の見直し等を早急にご議論いただきたい。

4. 幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂について

次期幼保連携型認定こども園教育・保育要領等の議論がはじまっているが、幼保連携型認定こども園が、幼児教育・保育施設の機能面において、全てのこどもの類型及び子育ての支援部分の全てを網羅している施設であることを踏まえ、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を中心的・総合的に改訂に取り組んでいただきたい。さらに、教育・保育要領の内容が実現されるために、どのような制度が必要かという観点からも検討いただく必要があると考える。具体的には、配置基準の推進、保育者の処遇改善に加え、公定価格基本分単価に含まれる人件費についても実態に即したものとなるよう検討いただきたい。また、園運営を行う園長・副園長・主任等の管理職が常に学び続けるための研修の充実、さらに、保育教諭の免許・資格の統一化、子育て支援員制度等についても併せて検討いただき、すべてのこどもの最善の利益を実現できる保育環境整備に尽力いただきたい。

以上

意見書

2026年3月16日
保育園を考える親の会
代表 渡邊 寛子

平素より、子どもたちの健やかな成長のため、多岐にわたる施策をご検討・実施いただいておりますことに、心より感謝申し上げます。

一方で、当会が長年にわたり願い続けてまいりました「だれでも、いつでも入れて、安心して通える保育園」「大人の都合よりも、子どもたちの育ちが大切にされる社会」の実現については、いまだ達成されたとは言い難く、むしろ問題が深刻化している側面もあるのではないかと危惧しております。

以下3点、意見としてまとめさせていただきました。ご高覧賜れますと幸いです。

1. 「だれでも、いつでも入れて、安心して通える保育園」について

保育園数の増加に伴い、表向きの待機児童数は減少傾向にありますが、実態としては需要を正確に把握せぬまま定員を削減している自治体が散見されます。中には「こども誰でも通園制度」の枠を確保するために既存の定員を減らすといった本末転倒な事態も生じています。また、不適切保育や性暴力に関する報道、および当会への切実な相談も後を絶ちません。

東京都では9年ぶりに出生数が増加に転じたとの報道もあり、保育ニーズは地域によって多様化しています。各自治体において、改めて精緻な需要調査と保育の質向上に取り組んでいただくとともに、年度途中の入園を常時可能とするため、定員に空きがある状態でも保育士の雇用を維持・確保できるよう、財政的な支援を強く要望いたします。

2. 「大人の都合よりも、子どもたちの育ちが大切にされる社会」について

男性の育児休業取得率が向上し、当会主催の「はじめての保育園」講座でも夫婦共に1年の育休を取得されているケースが増えるなど、社会の変化に大きな希望を感じております。しかしその一方で、2025年流行語大賞にもなった「働いて働いて……」という労働を過度に強調する姿勢や、成長戦略としての裁量労働制の適用拡大には、強い懸念を抱かざるを得ません。

資料1(p.40)に記載のある「こどものウェルビーイングや少子化対策の観点から、親の労働時間に関する定量的研究を進めるべきである。長時間労働は婚姻率の低下や少子化を

招く要因であり、労働の効率化による時間短縮は経済対策と矛盾しない」という趣旨の指摘に、当会は強く賛同いたします。国として早急にこの研究を推進してください。

北欧諸国では家族との時間を最優先するため 15～16 時の降園が一般的ですが、翻って日本はどうでしょうか。NHK E テレの子ども向け番組の放送時間が夕方から夜へと後ろ倒しになり、高崎市では「小1の壁」対策として小学校の開門を午前7時に早めるなど、子どもの生活リズムが「大人の長時間労働」に合わせられています。

これは、子どもの権利条約第31条が定める「休息・余暇・遊びの権利」を軽視し、子ども自身の自由な時間を侵害している状況と言えるのではないのでしょうか。

また、こうした背景が保育士や学童支援員の働き方改革をも阻害し、人材確保を困難にしている現状を重く受け止めるべきです。

3. 真の少子化対策と平和への希求

真の少子化対策とは、保護者も子どもも安心して過ごせる日常が土台にあってこそ成立するものです。

2026年度予算案では、日本の防衛費は8.8兆円と12年連続で過去最大を更新しています。「戦前」を彷彿とさせるこの情勢下、SNS等で発信された「#ママ戦争とめてくるわ」という言葉に象徴されるように、保護者の間では「大事に育てた子どもが戦禍に巻き込まれるのではないか」という底知れぬ不安が増大しています。

子どもたちが将来、徴兵や戦争の影に怯えながら暮らすことになれば、ウェルビーイングは根本から損なわれます。先日、イランでも多くの子どもの命が奪われ、ユニセフが声明を出したばかりです。

武力衝突を明確に否定し、平和を希求する姿勢を日本が示さなければ、次世代が明るい未来を描くことは不可能です。

真の少子化対策のために何が必要なのか、今一度、子どもたちの権利を最優先にした議論を尽くして下さるよう、心よりお願い申し上げます。



だれでも、いつでも入れて、
安心して通える保育園を願うのは、
きっと賛沢なんかじゃない。

当会ホームページバナーより



<http://hoikuoyanokai.com/>



大人の都合より、
子どもたちの育ちが
大切にされる社会がいいな。